

情報管理規定

社会福祉法人進和学園

(目的)

第1条 この規定は、個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益の侵害を防止し、個人の尊厳を保つ上で個人情報の保護が重要であることにかんがみ、社会福祉法人進和学園（以下「法人」という）が保有する個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(情報管理組織)

第2条 法人は保有個人情報の管理に関する指導監督および教育研修の実施のため、情報管理責任者を、指名する。原則、施設管理者がその任に当たる。

2. 情報管理責任者は当該施設職員のうちから情報管理担当者を指名する。
3. 情報管理担当者は情報管理責任者を補佐し情報管理に関する業務を担当する。
4. 情報管理責任者及び情報管理担当者は別表のとおりとして、年度ごと更新するものとする。

(定義)

第3条 この規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「個人情報」は個人に対する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。
- (2) 「利用者本人」は個人情報から識別され、又は識別され得る個人をいう。

(法人の責務)

第4条 法人は、あらゆる事業を通じて個人情報の保護に努めるものとする。

2. 法人は、個人情報の保護や取扱いに係る規定の整備などを行い、個人情報の取扱いに従事する者に対する研修の実施等、必要な措置を講ずる責任を負うものとする。

(個人情報取扱業務の登録等)

第5条 法人は、原則として神奈川県個人情報保護条例（神奈川県条例第6号）に基づき、個人情報を取扱う業務について、登録の申請、登録の変更の申請及び変更又は廃止の届出をするものとする。

(収集)

第6条 法人は、個人情報を収集するときは、正当な事業の範囲内であらかじめ個人情報を取り扱う目的（以下「取扱目的」）を明確にし、その取扱目的の達成に必要な範囲内で行うものとする。

2. 法人は、次に掲げる事項に関する個人情報は収集しないものとする。但し、法令もしくは条例の規定に基づいて収集する場合、又は事業の実施のために当該個人情報の収集が必要かつ欠くことのできない場合はこの限りではないが、その取扱いには特に慎重に行うものとする。

- (1) 思想、信条及び宗教
- (2) 人種及び民族
- (3) 犯罪歴
- (4) 社会的差別の原因となる社会的身分

3. 法人は、個人情報を収集するときは、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。
4. 法人は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。但し次の号のいずれかに該当するときはこの限りではないが、利用者本人の保護に値する利益が侵害される

恐れのない場合に限るものとする。

- (1) 法令もしくは条例の規定に基づいて収集するとき。
- (2) 利用者本人の同意に基づき収集するとき。
- (3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ない必要があると認めて収集するとき。
- (4) 出版、報道その他これらに類する行為により公にされたものから収集するとき。
- (5) 法人理事会（以下「理事会」）の意見を聴いた上で、利用者本人から収集することにより当該事務又は事業の性質上その目的の達成に支障が生じ、円滑な実施を困難にするおそれがあるとき、その他利用者本人以外の者から収集することに相当な理由があると認めて収集するとき。

5. 法人は、前項第3号又は第5号の規定に該当して利用者本人以外の者から個人情報を収集したときは、その旨及び当該個人情報に係る取扱目的を利用者本人に通知するよう努めるものとする。

(利用及び提供)

第7条 法人は、個人情報を収集したときの取扱目的の範囲内で個人情報を利用し、又は提供する。但し次の号のいずれかに該当するときはこの限りではない。ただし利用者本人の保護に値する利益が侵害される恐れのない場合に限るものとする。

- (1) 法令もしくは条例の規定に基づいて利用し、又は提供するとき。
- (2) 利用者本人の同意に基づき利用するとき、若しくは提供するとき、又は利用者本人に提供するとき。
- (3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要があると認めて利用し、又は提供するとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、理事会の意見を聴いた上で必要があると認めて利用し、又は提供するとき。

2. 法人は、前項第3号又は第4号の規定に該当して個人情報を利用し、又は提供するときは、その旨及びその目的を利用者本人に通知するよう努めるものとする。

(適正管理)

第8条 法人は、個人情報の漏えい、き損及び滅失の防止、その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2. 法人は、取扱目的に必要な範囲内で、その保有する個人情報を正確、完全かつ最新なものに保つよう努めなければならない。

(職員の義務)

第9条 法人の職員は、職務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的のために使用してはならない。その職を退いたときも、同様とする。

(取り扱い)

第10条 情報管理責任者は、保有個人情報にアクセスする権限（以下「アクセス権限」という）を有する職員をその利用目的を達成するために必要最小限の職員に限るものとする。

2. アクセス権限を有しない職員は保有個人情報にアクセスしてはならない。
3. 職員はアクセス権限を有する場合であっても、業務上の目的以外の目的で保有個人情報にアクセスしてはならない。

4. 職員は保有個人情報の複製、送信・送付、外部へ持ち出し等の業務を行うときは、情報管理責任者又は情報管理担当者の指示に従い、必要最小限の範囲においてこれらを行うものとする。また個人情報を有する通信機器の管理は慎重かつ厳しく行なうこと。

5. 特に携帯電話等、情報端末については、その発着信自体が直接的に個人情報と関連するため、その取り扱いについては、別に「携帯電話等情報端末取り扱い細則」を定め、遵守するものとする。

6. 職員個人のSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）を介しての情報の収集、発信については、就業規則第16条（秘密を守る義務）を遵守するものとする。

7. 映像、音声等の情報については、その情報の特性から、収集、利用および提供のあり方について、別に「映像・音声等情報取り扱い細則」を定めるものとする。

（取り扱い等の委託）

第11条 法人は個人情報の取扱いに伴う事務又は事業の全部又は一部を法人の職員以外の者に委託するときは、その受託者は当該契約において個人情報の適切な取扱いについての講ずべき措置を明らかにしなければならない。

（廃棄）

第12条 法人は取扱目的に関し保存する必要がなくなった個人情報を、確実に、かつ速やかに廃棄しなければならない。

（自己情報の開示等）

第13条 法人は、保有する個人情報に対して利用者本人から自己情報の開示の請求（以下「開示請求」という）があったときは、利用者本人であることを確認した上でそれに応じるものとする。但し次の各号のいずれかに該当するときは、当該個人情報の全部又は一部の開示をしないことができる。

（1）開示請求の対象となった自己情報に開示の請求をした者（以下「請求者」）以外の個人情報が含まれている場合であって、請求者に開示することにより、当該個人の正当な利益を侵すことになると認められるとき。

（2）開示請求の対象となった自己情報に法人等に関して記録された情報又は個人が営む事業に関して記録された情報が含まれる場合であって、請求者に開示することにより、法人等又は当該個人が有する競争上の正当な利益を侵すことになると認められるとき。

（3）開示請求の対象となった自己情報が個人の指導、診断、評価、選考等に関する情報であって、請求者に開示することにより、当該指導、診断、評価、選考等に著しい支障が生じるおそれがあるとき。

（4）法令で定めることにより明かに利用者本人に開示をすることができないとされているとき。

（5）前各号に掲げる場合のほか、理事会の意見を聴いた上で開示しないことが正当であると認められるとき。

（開示の請求に対する決定等）

第14条 法人は開示請求があったときは、当該開示請求があった日から起算して14日以内に、開示又は不開示の決定をしなければならない。但し当該期間内に決定することができない

ことについてやむを得ない理由があるときは、その理由がやんだ後、決定することができる。

2. 法人は、前項の決定をしたときは、その旨を請求者に書面で通知しなければならない。

(自己情報の訂正)

第15条 法人は法人が保有する個人情報の事実について、利用者本人から自己情報の訂正の請求があり、利用者本人であることが確認され、当該事実が誤りであると認めるときは、それに応じるものとする。

(訂正の請求に対する決定等)

第16条 法人は訂正の請求があったときは、当該訂正の請求があった日から起算して14日以内に、必要な調査を行い、訂正をする旨又はしない旨の決定をしなければならない。但し、当該期間内に決定することができないことについてやむを得ない理由があるときは、その理由がやんだ後、決定することができる。

2. 法人は前項の決定をしたときは、その旨を訂正の請求をした者に書面で通知しなければならない。

(苦情等の処理)

第17条 法人は、別途定める苦情・相談窓口をとおして、又は利用者本人から個人情報の取扱について苦情等の申出を受けたときは、遅滞なく、当該個人情報の取扱について必要な調査を行った上で適正な処理を行い、その内容を申出した者に書面で通知しなければならない。

(その他)

第18条 この規定の施行に関し必要な事項は、別に法人が定める。

(個人情報提供同意書の作成)

(同意書の作成)

第19条 法人は、個人情報必要最小限の範囲内で使用するために、個人情報に関する使用の目的等を明示した上での個人情報提供同意書(様式1)を作成する。

2. 法人は 広報誌、ホームページ等へ個人情報(写真・動画)を使用するために、使用の目的等を明示した上での個人情報(写真・動画)使用同意書(様式2)を作成する。

この規定は、平成14年4月1日より実施する。

平成16年4月1日一部改正する。

平成25年7月1日規定名を「個人情報保護規定」から「情報管理規定」に変更し、一部内容を改正する。

平成29年9月1日一部改正する。

平成29年12月1日一部改正する。

令和4年4月1日一部改定する。